

平成30年7月豪雨 被災者支援制度の概要

(平成30年8月3日現在 初版)

(津山市)

【罹災証明の手続きはお早めに】

この度の災害により住居に被害を受けた方には、被害の程度により、公的な支援を受けられる場合があります。

申請手続きを行う場合には、「罹災証明書」が必要となりますので、住居等が被災された方は、お早めに、「罹災証明書」の発行申請手続きをしてください。

目次

No.	種別	項目	罹災証明判定（住家）				頁
			全壊	大規模 半壊	半壊 （床上 浸水）	一部 損壊 （床下 浸水）	
1	証明	罹災証明書の発行					1
2	証明	罹災届出証明の発行					1
3	証明	店舗・事務所・工場等の罹災証明書・被災証明書					2
4	証明書	各証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	3
5	見舞金	津山市災害見舞金の支給	○				3
6	生活資金	被災者生活再建支援制度	○	○			4
7	貸付金	災害援護資金の貸付	△	△	△		5
8	住まい	市営住宅等への入居	○	○	△		6
9	住まい	民間賃貸住宅への入居斡旋	○	△			6
10	住まい	民間賃貸住宅の借上げ事業（みなし仮設住宅）	○	○	△		7
11	住まい	被災住宅の応急修理	△	○	○		8
12	障害福祉	福祉用具の再交付					9
13	保険	国民健康保険料の減免	○	○	○	△	10
14	保険	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○		10
15	保険	国民年金保険料の免除	△	△	△	△	11
16	医療	医療保険の窓口負担	○	○	○		11
17	保険料	介護保険料の徴収猶予	○	○	○		12
18	保険料	介護保険料の減免	○	○	△		12
19	税	市税の納付期限などの延長	△	△	△	△	13
20	税	市税の納税猶予	△	△	△		13
21	税	個人市県民税の減免	△	△	△		13
22	税	固定資産税の減免					14
23	保育料	保育所・幼稚園保育料の減免	○	○	○		14
24	使用料	水道料金及び下水道使用料等の減免					14
25	負担金	下水道事業の負担金・分担金の徴収猶予					15
26	教育	学用品の支給	△	△	△		15

罹（り）災証明書判定

○＝該当（罹災証明が必要な手続きです。）

△＝場合によって該当（罹災証明の要否については、問い合わせ先担当課へご確認ください。）

1 罹災証明書の発行

「罹災証明書」の発行につきましては、生活福祉課で受付けています。

【被害認定区分】

「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」、「床上浸水」、「床下浸水」

【手続き】

・建物被害認定調査が終了した家屋について発行します。

【必要なもの】

- ・印鑑
- ・身分証明書

【受付場所】

設置時期	場所	開設時間
常設（土・日・祝は除く）	津山市役所生活福祉課	8：30～17：15
	加茂支所市民生活課	
	勝北支所市民生活課	
	久米支所市民生活課	
	阿波出張所地域振興課	

【問い合わせ先】

生活福祉課 社会援護係 ☎0868-32-2063

2 罹災届出証明書の発行

【証明内容】

- ・災害による物件等（自動車・家財・物置・塀など）の被害について、被災者から罹災の届出があった旨を証明するものです。職員による「住宅被害認定調査」は行なわず、被害程度についても判定しません。

【必要なもの】

- ・印鑑

【受付場所】

設置時期	場所	開設時間
常設（土・日・祝は除く）	津山市役所危機管理室	8：30～17：15
	津山市役所生活福祉課	
	加茂支所市民生活課	
	勝北支所市民生活課	
	久米支所市民生活課	
	阿波出張所地域振興課	

※ごみ処理減免用の罹災届出証明書は、環境事業課（☎0868-22-8255）でも交付しています。

【問い合わせ先】

生活福祉課 社会援護係 ☎0868-32-2063

危機管理室 ☎0868-32-2042

3 店舗・事務所・工場等の罹災証明書の発行

平成30年7月豪雨により、事業用の建物（店舗、事務所、工場など）に被害を受けた方に対して、罹災証明書の申請受付を行っています。（一般の住宅等にかかる罹災証明書の申請は、生活福祉課が窓口となりますのでご注意ください。）

【対象】

民間事業者の店舗・事務所・工場等

【被害認定区分】

「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」

【受付】

- ・受付時間 本庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・受付場所 市役所本庁4階 経済政策課
東庁舎1階 みらい産業課

【必要書類】

- ①罹災証明申請書（様式はホームページ及び受付窓口に設置）
- ②建物被災写真（可能な限り）

※補修等を行う前に、被災建物等の写真を撮影しておいてください。

【証明書の発行】

証明書の発行は、申請から2～3週間後になります。（現地確認を必ず行います。）

【問い合わせ先】

経済政策課 ☎0868-32-2081

4 各証明書の交付手数料の免除

津山市の被災者支援制度を利用される場合に、被災された方の経済的負担を軽減するため、次の証明書の交付手数料を免除します。

【対象となる方】

平成30年7月豪雨で被災され、津山市の行う被災者支援制度を利用される方

【免除できる証明書の種類】

- ・住民票の写し等
- ・各種税証明書等

※コンビニ交付は対象になりません。

【申請に必要なもの】

- ・罹災証明書（写しでも可）
- ・本人確認書類
- ・その他必要なもの（お問い合わせ先にお尋ねください。）

※証明が必要かどうか、必ず利用される支援制度の担当課と事前に相談してください。

【問い合わせ先】

住民票など 市民課 ☎0868-32-2052（平日の8：30～17：15）

税証明 税制課 ☎0868-32-2017（平日の8：30～17：15）

5 津山市災害見舞金の支給

被災者に対して迅速適切な応急救助として見舞金の支給を行います。

【対象となる世帯】

- ・居住する住家が全壊の被害を受けた場合

【内容】

- ・1世帯につき 10,000円

【問い合わせ先】

生活福祉課 社会援護係 ☎0868-32-2063

6 被災者生活再建支援制度

住家が全壊するなど著しい被害を受けた世帯に「被災者生活再建支援金」が支給されます。

【対象となる方】

- ①住家が全壊した世帯
- ②住家が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅を止むを得ず解体した世帯。
- ③災害による危険な状態が継続し、住家に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

【内容】

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ①住家の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ②住家の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計①+②
複数世帯 (世帯の構成員 が複数)	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸*	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸*	50万円	100万円
単数世帯 (世帯の構成員 が単数)	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸*	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸*	37.5万円	75万円

※加算支援金（賃貸）は、「公営住宅」などによる入居は対象となりません。

【手続き】

申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

区分、必要書類		全壊	全壊扱い		大規模半壊	
			半壊により解体	敷地被害により解体		
基礎支援金	①	罹災証明書	○	○	○	○
	②	滅失登記簿謄本		○	○	
		又は解体証明書			○	
		敷地被害証明書類			○	
	③	住民票	○	○	○	○
④	預金通帳の写し	○	○	○	○	
加算支援金	⑤	契約書などの写し	○	○	○	○

※「半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明書を受け、あるいは住家の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い費用がかかるため、これらの住家を解体した場合には、そのことを証明する「解体証明書」又は法務局発行の「滅失登記簿謄本」が必要です。敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など）が必要です。

※世帯主が亡くなっている場合には、死亡された世帯主の住民票除票が必要です。なお、単身世帯が支給を受ける前（申請後の場合も含む）に亡くなった場合もしくは世帯の全員が亡くなった場合は、支給されません（支援金は相続の対象となりません）。

【申請期間】

- ①基礎支援金 災害発生日から13月以内
- ②加算支援金 災害発生日から37月以内

【問い合わせ先】

生活福祉課 社会援護係 ☎0868-32-2063

7 災害援護資金の貸し付け

災害により住宅や家財に被害を受けた場合は、被害の種類や程度に応じて、「災害援護資金の貸付制度」を利用できます。詳細が決まり次第、お知らせします。

【問い合わせ先】

生活福祉課 社会援護係 ☎0868-32-2063

8 市営住宅等への入居

平成30年7月豪雨災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、市営住宅を一時的に提供する事業を実施しています。

【対象となる方】

災害時において、津山市に居住する方で、原則として次のいずれにも該当する方。

- (1) 当該災害により住家が全壊、全焼、流失又は半壊（大規模半壊を含む。以下同じ）し、居住する住宅がない方。
- (2) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方。

【費用負担】

- (1) 家賃 なし
- (2) 敷金 なし

※ 光熱水費や入居者の故意又は過失による損壊の修繕費用、自治会費等は入居者の負担となります。

【入居期間】

原則として6か月以内。

※ 市営住宅等の入居要件を満たす場合、通常の入居手続きにより、入居期間後も引き続き市営住宅等に入居することが可能です。

【問い合わせ先】

管理課住宅係 ☎0868-32-2090

9 民間賃貸住宅への入居斡旋

平成30年7月豪雨災害により住宅を失い、民間賃貸住宅に一時的な入居を希望する方に住宅を斡旋しています。

【対象となる方】

災害時において、津山市に居住する方で、当該災害により家屋を失い、一時的に民間賃貸住宅への入居を希望する方。

【入居期間】

原則として1ヵ年以内。

※1ヵ年を超えて使用する場合は賃貸人と賃借人において再契約が必要。

【支援内容】

- ①住居の選定 入居希望者の希望に応じ協議して選定する。

- ②家賃 それぞれの設定家賃とする。(入居後6ヶ月は状況に応じて減免有。)
- ③敷金 なし
- ④手数料 なし
- ⑤礼金 なし
- ⑥共益費 実費必要
- ⑦退去時修繕費 故意・過失による建物に対する破損・汚損・故障は実費修理。
- ⑧火災保険 必要(家財道具、賠償保険)
- ⑨家賃補償 原則必要
- ⑩保証人 原則必要
- ⑪家財・家具リース 生活に必要な家財・家具等のリースを行なう。

【問い合わせ先】

管理課住宅係 ☎0868-32-2090

10 民間賃貸住宅借り上げ事業(みなし仮設住宅)

平成30年7月豪雨災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する事業を実施しています。

【対象となる方】

災害時において、津山市に居住する方で、原則として次のいずれにも該当する方

- ① 当該災害により住家が全壊、全焼、流失又は半壊(大規模半壊を含む。以下同じ)し、居住する住宅がない方であって、自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方。ただし、半壊については、流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができない方となります。
- ② 被災住宅の応急修理制度を利用していない方

【民間賃貸住宅等の条件】

次の①、②いずれにも該当する市内の住宅となります。

- ① 耐震性が確保された住宅(昭和56年6月1日以降に建築された住宅等)

ただし、耐震性を有する物件でニーズに合うものが市場にない場合など、やむを得ない事情がある場合は除きます。

- ②家賃…2人以下の世帯は月額6万円以下
 - 3～4人の世帯は月額8万円以下
 - 5人以上の世帯は月額9万円以下

【費用負担】

①公費負担

- (1) 家賃 上記「民間賃貸住宅等の条件」のとおり
- (2) 礼金 家賃の1か月分を限度
- (3) 仲介手数料 家賃の0.54か月分を限度
- (4) 退去修繕負担金 家賃の2か月分以下を限度

※ 退去修繕負担金は、物件の明け渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるための負担金です。

- (5) 損害保険料 年額1万円を限度
- (6) その他 管理費、共益費、入居時鍵等交換費

②入居者の負担

- (1) 光熱水費、駐車場費、自治会費など
- (2) 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用及び退去修繕負担金を上回る場合の不足額

【入居期間】

入居時から2年間

【必要書類】

- ・ 申込書
- ・ 申込時提出書類チェックリスト
- ・ 誓約書
- ・ 同意書
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 罹災証明書
- ・ 物件情報書類（任意書式）

【問い合わせ先】

管理課住宅係 ☎0868-32-2090

11 被災住宅の応急修理

平成30年7月豪雨により住宅が被害を受け、罹災証明により半壊又は大規模半壊と判定された住宅について、市が業務委託して被災住宅の日常生活に必要な分部を、一定の範囲で応急修理を行う制度。

【対象となる方】

以下の要件を全て満たす方（世帯）

- ① 災害により住宅（住宅で事務所等を兼ねる場合は、1／2以上を居住の用に供しているもののうち、住居部分に限る。）が、半壊又は大規模半壊の罹災証明を保有している方。

※ 全壊の場合でも応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象。

- ② みなし仮設住宅等（市営住宅、民間賃貸住宅）を利用していない方。
- ③ 自らの資力では応急修理できない方。

【支援内容】

住宅の応急修理を実施することにより居住が可能となる経費の補助

- ・ 限度額 58万4千円（1世帯当たり）
- ・ 原材料費、労務費、経費、消費税を含む。

※ 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

【対象となる修理】

住宅の屋根・壁・床等構造部、戸・窓等開口部、上下水道、電気・ガス・電話、便所・浴室の衛生設備などの日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修繕を行うことが適当な箇所。

【必要書類】

- ① 被災住宅の応急修理申込書
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 世帯全員の所得証明書
- ④ 罹災証明書
- ⑤ 申出書

【問い合わせ先】

都市計画課建築指導審査係 ☎0868-32-2099

12 福祉用具の再交付

障害者手帳をお持ちの方で、今回の災害により、津山市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方。

【給付対象品】

障害者日常生活用具

- ・ 介護用ベッド
- ・ 入浴補助器具
- ・ たん吸引器
- ・ ネブライザー（吸入器）

・ストーマ装具 など

補装具

・車いす ・電動車いす ・歩行器 など

【申請に必要なもの】

※詳細はご相談ください。

【問い合わせ先】

障害福祉課 ☎0868-32-2067（平日の8:30～17:15）

13 国民健康保険料の減免

平成30年7月豪雨により被害を受けた方は、被害の程度に応じて国民健康保険料の減免を受けられる場合があります。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

※対象となるのは、被災以後の納期分に限りません。

※提出書類 国民健康保険兼後期高齢者医療保険保険料減免及び一部負担金減免申請書（様式）
及び罹災証明書

【対象となる方】

平成30年7月豪雨災害により被害を受けた方で、その方が居住する自己が所有する住宅用家屋が全壊又は半壊又は床上浸水の状態の方

【問い合わせ先】

保険年金課 国民健康保険係 ☎0868-32-2071（平日の8:30～17:15）

14 後期高齢者医療保険料の減免

平成30年7月豪雨により被害を受けた方は、被害の程度に応じて後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。

【対象となる方】

平成30年7月豪雨災害により被害を受けた方で、その方が居住する家屋が全壊又は半壊又は床上浸水の状態の方

※対象となるのは、被災以後の納期分に限りません。

※提出書類 国民健康保険兼後期高齢者医療保険保険料減免及び一部負担金減免申請書（様式）
及び罹災証明書

【問い合わせ先】

保険年金課 高齢者医療係 ☎0868-32-2073（平日の8:30～17:15）

15 国民年金保険料の免除

平成30年7月豪雨により支払いが困難になった国民年金第1号被保険者は、保険料の免除を受けられる場合があります。

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者で被災により、住宅・家財などにおおむね1/2以上の損失があり、国民年金保険料の納付が困難な方（保険などによる補填がある場合は、被害金額から補填額を控除）

【内容】

国民年金保険料納付の免除

※保険料が免除されると、将来受け取る年金の額が減少します。

【必要なもの】

・年金手帳 ・印鑑 ・罹災証明書 ※コピー可

【問い合わせ先】

保険年金課 年金係 ☎0868-32-2072（平日の8:30～17:15）

津山年金事務所 ☎0868-31-2360（平日の8:30～17:15）

16 医療保険の窓口負担の免除

平成30年7月豪雨により被災され、住宅用家屋が損害を受けるなど特別な事情がある場合には、申請により一部負担金（病院での窓口負担）が免除される場合があります。

なお、入院時の食費や居住費、差額ベッド代は、免除対象外です。

※提出書類 国民健康保険兼後期高齢者医療保険保険料減免及び一部負担金減免申請書（様式）
及び罹災証明書

【免除要件】

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※施設に入所されている方など、免除を受けられない場合があります。

【対象となる保険等】

- ・国民健康保険
- ・後期高齢者医療保険

【問い合わせ先】

国民健康保険については、

保険年金課 国民健康保険係 ☎0868-32-2071（平日の8:30～17:15）

後期高齢者医療保険については、

保険年金課 高齢者医療係 ☎0868-32-2073（平日の8:30～17:15）

社会保険、共済組合、国保組合等の健康保険証を使っている方は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

17 介護保険料の徴収猶予

平成30年度7月豪雨により住宅等に著しい損害を受けて納付に支障が生じた方については、納付期限の延長など、個別のご相談をお受けします。

【対象となる方】

平成30年7月豪雨により被害を受けた方

【問い合わせ先】

高齢介護課 ☎0868-32-2070（平日の8:30～17:15）

18 介護保険料の減免

平成30年度7月豪雨により住宅等に著しい損害を受けた方は、被害の程度に応じて介護保険料の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変更となる場合があります。

※減免対象となるのは、被災以後の納期分に限りです。

※提出書類 介護保険料減免申請書（様式）及び罹災証明書の写し

【対象となる方】

住宅等の被害につき、平成30年度7月豪雨により受けた損害の金額（保険金、損害補償等により補填されるべき金額を控除した後の金額）が、当該住宅等の価格の10分の3以上である方。

【問い合わせ先】

高齢介護課 TEL0868-32-2070（平日の8:30～17:15）

19 市税の納付期限などの延長

平成30年7月豪雨の発生を受けて、すべての税目において、7月6日以降に到来する申告・申請・納付など（審査請求に関するものを除く）の期限の延長について、個別のご相談に応じます。

【対象となる方】

平成30年7月豪雨災害により被害を受けた方

【問い合わせ先】

税制課（軽自動車税） ☎0868-32-2017（平日の8：30～17：15）

課税課 市民税係（個人市県民民税・法人住民税）

☎0868-32-2015（平日の8：30～17：15）

課税課 資産税家屋係・資産税土地係（固定資産税）

☎0868-32-2016（平日の8：30～17：15）

20 市税の納税猶予

平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けて納税に支障が生じた方については、個別のご相談に応じます。

【対象となる方】

平成30年7月豪雨災害により被害を受けた方

【問い合わせ先】

納税課 ☎0868-32-2013（平日の8：30～17：15）

21 個人市県民税の減免

平成30年7月豪雨により被害を受けた方は、被害の程度に応じて市県民税の減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

※対象となるのは、被災以後の納期分に限りです。

※提出書類 市税減免申請書（様式）及び罹災証明書等（市外在住の方限定）

【対象となる方】

住宅又は家財につき、平成30年7月豪雨により受けた損害の金額（保険金、損害補償金等により補填されるべき金額を控除した額）が、当該住宅又は家財の価格の10分の3以上である方。

【問い合わせ先】

課税課 市民税係 ☎0868-32-2015（平日の8：30～17：15）

22 固定資産税の減免

平成30年7月豪雨により被害を受けた方が、被害の程度に応じて固定資産税の減免が受けられます。

※対象となるのは、被災以後の納期分に限ります。

※対象 土地・家屋・償却資産

【問い合わせ先】

課税課 資産税土地係・家屋係 ☎0868-32-2016（平日の8:30～17:15）

23 保育所・幼稚園保育料の減免

平成30年7月豪雨により被災された方は、保育料の減免を受けられる場合があります。詳細については、こども課にお問い合わせください。

【対象となる方】

平成30年7月豪雨により住家に全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けられた方

【必要なもの】

・罹災証明書（※コピー可）及び固定資産税が減免されたことが分かる書類

【問い合わせ先】

こども課 ☎0868-32-7028（平日の8:30～17:15）

24 水道料金および下水道使用料等の減免

被災された方の経済的負担を軽減するため、次の場合、水道料金および下水道使用料等を一部減免します。

【対象となる方】

床下浸水以上の被害を受けられ市の危機管理室に被害報告のある世帯。

【減免対象】

前年同期の使用水量、又は、直近3期分平均使用水量と比較してより多く超過している使用水量分を減免します。下水道使用料等についても、同様とします。

【提出書類】

不要。（罹災証明書等も不要です）

減免対象者は、調査の上、随時お知らせします。

※ 下水道使用料等とは、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料のことを言います。

【問い合わせ先】

上水道 業務課営業係 電話0868-32-2106（平日の8:30～17:15）

下水道 下水道課維持普及係 電話0868-32-2100（平日の8:30～17:15）

25 下水道事業受益者負担金・分担金の徴収猶予

災害が生じたことにより、下水道事業受益者負担金・分担金を納付することが困難であると認められたときは、徴収を猶予することができます。

【対象となる方】

床下浸水以上の被害を受けられ市の危機管理室に被害報告のある世帯。

【提出書類】

不要。（罹災証明書等も不要です）

対象者は、調査の上、随時お知らせします。

【問い合わせ先】

下水道課維持普及係 電話0868-32-2100（平日の8:30～17:15）

26 学用品の支給

【対象となる方】

住家の全壊、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

【支給対象品目】

①教科書及び正規の教材（教科書、辞書、図鑑、ハーモニカ、笛、裁縫用具等）

②文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、下敷き、定規等）

③通学用品（運動靴、体育着等）

※支給は現物支給となります。

※個人で購入されたものは対象となりません。（市が購入したものに限りません。）

【問い合わせ先】

学校教育課 ☎0868-32-2116（平日の8:30～17:15）